様式第2号（第5条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　様

身延町長

活力ある住みよい町づくり事業補助金交付（不交付）決定通知書

　身延町活力ある住みよい町づくり事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、次のとおり補助金の交付（不交付）を決定したので通知します。

　1　事業名

2　事業区分

3　交付決定額　　金　　　　　　　円

4　交付の条件

　(1)　この補助金は、申請書記載の事業目的及び事業内容以外に使用してはならない。

(2)　補助事業完了後は、速やかに身延町活力ある住みよい町づくり事業補助金実績報告書に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

　(3)　この決定に基づく事業内容の変更（軽微なものを除く。）を行おうとするとき、又は当該事業を中止しようとするときは、身延町活力ある住みよい町づくり事業補助金（変更・中止）申請書を町長に提出しなければならない。

5　不交付理由